

高等学校等育英奨学資金貸付 貸付決定にあたって

はじめに

高等学校等育英奨学資金貸付制度は、保護者等が宮城県内に住所を有し、「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）と専修学校の高等課程（以下「高等学校等」といいます。）に在学する優れた生徒であって経済的理由により修学に困難がある人」に修学に必要な学資の一部（以下「奨学資金」といいます。）をお貸しするものです。

奨学生に選ばれたあなたは、勉学に励み、充実した学校生活を送ってください。

宮城県教育委員会

1 貸付決定通知書

貸付決定通知書は、大切な書類です。紛失しないように大事に保管してください。

奨学生番号（11桁）は、貸付けの開始から償還の終了までの間、あなたの番号として登録しているものです。各種の申請・届の際には、この番号を必ず記入していただくことになります。

2 貸付の始期・貸付の終期（予定）

貸付の始期とは、県が決定した貸付けの開始年月のことです。

貸付の終期（予定）とは、あなたの卒業予定の年月（高等学校等の正規の修業年限が満了する年月。4年限度。）のことです。ただし、奨学生として不適格となった場合には、終期の前に貸付けを停止することがあります。

なお、家計の急変を理由とする家計急変（緊急）採用の場合は、貸付の終期（予定）は採用年度の末となります。ただし、家計急変事由の発生日が当該年度中で、申請により貸付けの延長が認められた場合は、その翌年度の末となります。

3 奨学資金の振込

奨学資金は、原則として毎月13日に、振込口座登録依頼のあったあなたの口座に振り込みます。ただし13日が土曜日・日曜日の場合は、前日・前々日に振り込みますのでご注意ください。

なお、振込月については、例外月もあるので下記の表を参考にしてください。

貸付月		4	5	6	7	8	9~12	1	2	3
貸付開始 学年	予約	6月 ※1							2月 ※4	
	在学					8月 ※2		各月		
最終学年		5月 ※3						1月 ※5		
上記以外								2月 ※4		

※1 予約採用者は、6月に4月から6月分の3ヶ月分をまとめて振り込みます。ただし、高等学校等入学前に前払貸付を申請した場合、4月下旬に6ヶ月分を前払いとして振り込みます。

※2 在学採用者は、8月に4月から8月分の5ヶ月分をまとめて振り込みます。

※3 4月には振り込みません。5月に4月からの2ヶ月分を振り込みます。

※4 3月には振り込みません。2月に3月分までの2ヶ月分を振り込みます。

※5 最終学年は、1月に1月から3月分の3ヶ月分を振り込みます。

家計急変を理由とする家計急変（緊急）採用の場合は、複数月分をまとめて振り込むこととなります。

4 振込の確認

毎月の奨学資金の振込については通知しません。前記の振込月の13日以降に銀行のATM等で記帳し、確認してください。通帳には、「コウコウシヨウガクシキン」と記入されます。

5 在籍、住所等に異動があった場合の手続き

次の場合は直ちに学校の奨学金担当の先生に連絡し、指示により手続きして下さい。

なお、手続きに必要な書類（用紙類）は、学校から配布を受けて下さい。

- (1) (本人, 保護者, 保証人の) 住所・氏名の変更
- (2) 振込口座の変更
- (3) 保証人の変更
- (4) 休学・停学・同一学年履修（留年）・復学・転学・転籍・退学
- (5) 貸付けの辞退
- (6) 死亡（保証人等が届出ることになります。）
- (7) 通学区分に変更による貸付月額変更（自宅通学から自宅外通学に変更, など）

6 貸付けの休止

次の場合は貸付けの休止となり、該当する期間の貸付けは行いません。

- (1) 休学・30日以上 of 停学
休止期間は、休学・停学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月までです。
- (2) 30日以上 of 長期学習中断
その期間に、月の全日が含まれる場合、その月は貸付けを休止します。ただし長期学習中断の場合でも、次の条件に該当する場合は、休止しません
① 病気その他やむを得ない事由による欠席であること。
② その欠席によっても卒業延期のおそれがなく、正規の修業期限内に成業の見込みがあると学校長が認める場合
- (3) 同一学年履修
その年度は貸付けを休止します。
ただし次の条件のいずれにも該当する場合は、申請によりその期間に相当する期間分を休止しないことができます。
① 怠学、学業の不振、性行不良によるものでないこと。
② 前年度又は当該年度に休学したことで貸付けの休止となった期間があること。
- (4) その他奨学資金の貸付けを受けることが適当でないと認められるとき

7 貸付けの停止

次の場合は、貸付けを停止します。

- (1) 資格の喪失
① 保護者が県外に転出した場合
ただし、その年度に卒業又は修了する見込みであるときや教育委員会が必要と認めた場合は貸付けが継続されます。
② 保証人の死亡、離別等により、保証人を変更しなければならないが新たな保証人を選任することができない場合
③ 退学した場合
④ 本人が死亡した場合

⑤ 学習の取組状況，学校内・外での活動状況，経済状況により，奨学生の資格がないと判断された場合

- イ 学力及び資質が優れていると認められなくなったとき
- ロ 同一の学年を再び重ねて履修し，かつ，成業の見込みがないと認められるとき
- ハ 修得単位（科目）が皆無又はきわめて少ないとき
- ニ 学校内外の規律を著しく乱し，奨学生として適当でないと認められるとき
- ホ その他，奨学生としての責務を怠り，特に奨学生として適当でないと認められるとき

(2) 貸付けの辞退

家計の好転等により奨学資金を必要としなくなったときはいつでも辞退できます。

(3) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたと認められるときや，奨学資金を学資以外の用途に使用したと認められるとき

8 奨学金の返納

貸付けの休止や停止などの事由発生後に振り込まれた奨学金は，即時返納しなければなりません。返納の振込書を作成し学校へ送付しますので，必ず期限内に返納してください。

届け出が遅れるほど返納額も大きくなるので，貸付の休止や停止などの事由発生の場合は直ちに学校の奨学金担当の先生に連絡し，手続きするよう心がけてください。

9 奨学金の継続手続き

次の方は，貸付けの延長が認められる場合があります。学校の指示により手続きして下さい。

- (1) 家計急変（緊急）採用者
- (2) 本科から専攻科への進学者

10 奨学生現況報告

あなたの一年間の学習状況等の報告と，次年度の奨学資金継続の確認を行うものです。

奨学生の資格がないと判断された場合には「貸付の停止」となりますので，奨学生としての自覚をもって学校生活を送るよう努力してください。

- (1) 基準日は1月1日
- (2) 貸付期間が満了する学年に属する奨学生，家計急変（緊急）採用された奨学生，その他県が認める奨学生以外の全員が対象となります。
- (3) 現況等の報告内容は次のとおりです。
 - ① 学習状況 一年間の学習の取り組み状況，今後の目標等
 - ② 生活状況 学校内，学校外での活動状況等
 - ③ 経済状況 一年間の家計状況の変移等
 - ④ 継続意思 翌年度における貸付期間継続希望の有無

11 奨学生資格確認

年度の初めに，あなたの在籍状況等の確認を行います。

- (1) 在籍の有無
- (2) 進級又は原級留置かどうか
- (3) 自宅通学者又は自宅外通学者かどうか
- (4) 休学の有無
- (5) 保護者の県外転出の有無
- (6) その他奨学生資格の有無

12 奨学資金の償還（返還）手続き

奨学資金の貸付期間が満了すると、償還（返還）のための手続きをしていただきます。

提出していただく主な書類は、

- (1) 借用証書（保証人の方の記名、押印（実印）と保証人の方の印鑑証明書を添付していただきます。）
- (2) 償還明細書（奨学資金の返還方法（年賦・半年賦・月賦・併用賦など）を選んでいただきます。）
- (3) 預金口座振替依頼書（奨学資金を口座振替で返還していただくための登録です。ゆうちょ銀行は指定できません。）

です。詳しくは償還手続きをするときに配布する「償還の手引」に記載しています。

－注意－

あなたに連絡が取れない場合や償還金を滞納した場合は、保証人の方にあなたの所在を尋ねたり、滞納金をあなたに代わって支払っていただくことになるなど、大変な迷惑をかける事となります。

このような事態が発生しないように自覚をもって償還してください。

13 あなたと宮城県の関係

高等学校等に在学中は各学校の担当の先生を通じて、申請や届出をします。

高等学校等を卒業し、「借用証書」・「償還明細書」等を提出した時点で、今まで担当していた高等学校等を通じての手続きではなくなり、あなたが直接宮城県へ手続きをすることになります。

申請や届出、問合せ等については宮城県教育庁高校教育課にお願いします。

14 奨学資金の償還（返還）開始

奨学資金は、貸付期間が満了する月の6ヶ月を経過した月から償還することとなります。

（3月に高等学校等を卒業した場合、月賦・併用賦で償還を希望した方は10月から、半年賦・年賦で償還を希望した方は12月から償還が開始されます。）

15 奨学資金の償還方法

償還方法には、次の4種類があります。（※ 借用期間満了時に選択していただきます。）

- (1) 年賦償還・・・年1回、毎年12月に12か月分を償還します。
- (2) 半年賦償還・・・年2回、毎年6・12月に12か月分を2回に分けて償還します。
- (3) 月賦償還・・・毎月償還します。
- (4) 月賦と半年賦の併用償還（以下、「併用償還」といいます。）・・・借用金額を二分して得た額を、月賦分は上記（3）で、半年賦分は上記（2）の方法で償還します。

16 奨学資金の償還期日（口座振替日）

- (1) 毎月27日に、金融機関の口座から口座振替で行われます。

（※ 振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。）

- (2) 1回当たりの振替額は、償還金に振替手数料を加えた額です。

振替手数料は償還者本人の負担となり、1回あたりの額は次のとおりです。

◆ 七十七銀行の口座を利用する場合・・・52円（消費税込み）

◆ 七十七銀行以外の口座を利用する場合・・・165円（消費税込み）

【注】振替手数料の消費税率は、令和元年10月1日以降10%を適用。今後消費税率の変更があった場合は、その振替月から変更後の税率が適用されます。

償還モデルケース（貸付期間36ヶ月の場合）

区分	貸付額		償還年数	月賦償還		併用償還				
	月額	総額				月賦分		半年賦分		
国 公	自宅	18,000円	648,000円	9年	108回	6,000円	108回	3,000円	18回	18,000円
	自宅外	23,000円	828,000円	10年	120回	6,900円	120回	3,450円	20回	20,700円
私 立	自宅	30,000円	1,080,000円	12年	144回	7,500円	144回	3,750円	24回	22,500円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	12年	144回	8,750円	144回	4,375円	24回	26,250円

17 違約金

奨学資金は無利息ですが、正当な理由がなく納入期限までに償還されなかったときは、条例の定めにより、年10.95%の割合で計算した違約金を徴収することになります。

18 償還猶予

辞退後引続き高等学校等に在学するときや、高等学校等卒業後さらに大学等に進学したとき、災害・傷病・その他やむを得ない事由によって奨学資金の償還（返還）が一時困難となったときには、償還猶予（奨学資金の返還を先延ばしする）の申請ができます。

（1）在学猶予

猶予期間は4月～3月までの1年間です。

- ① 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
- ② 奨学資金が停止された、又は辞退した後も高等学校等に在学しているとき。
- ③ 貸付期間満了後も卒業期が伸びた等引き続き高等学校に在学しているとき。
- ④ 大学通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学しているとき。

（2）一般猶予

事由が発生してから一般猶予は1年間です。

- ① 生活保護法の規定による保護を受けているとき。
- ② 災害又は傷病により償還が困難となったとき。
- ③ 外国で学校に在学し、又は研究に従事するとき。
- ④ 専修学校の一般課程、各種学校、放送大学の選科又は科目履修生であるとき。
- ⑤ 大学、大学院等への入学又は進学を準備しているとき。
- ⑥ 経済的事情により償還が困難となったとき。
- ⑦ その他やむを得ない事由により償還が困難となったとき。

※ 申請の事由により、申請限度が通算5年とそうでない場合があります。詳しくは償還手続きをするときに配布する「償還の手引」に記載しています。

19 償還免除

本人が死亡又は心身障害の状態になったことにより就労することが困難となり償還することができなくなったと認められるときは、申請により償還未済額の全部又は一部の償還を免除することがあります。

まずは、宮城県教育庁高校教育課へご連絡下さい。

※ 卒業後に、教育、研究、その他特定の職業に従事したことを理由とする免除制度はありません。

20 償還の完了

償還を完了した場合は、「償還完了通知書」及び「借用証書」を送付します。これによりあなたと宮城県の契約は全て終了することになります。

21 奨学資金に関する各種情報

ここに記載した項目の詳しい説明などを、宮城県教育庁高校教育課のホームページに掲載していますのでご覧ください。

—連絡先等—

高等学校等在学中

在学する学校の奨学資金担当 ()

卒業後

宮城県教育庁高校教育課

郵便番号 980-8423

住所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-3716

FAX 022-211-3696

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-tyo-shogakukin/>

e-mailアドレス ko-shougaku@pref.miyagi.lg.jp